

平成28年度 三重四川災害対応連絡会

第2回宮川委員会

議事次第

日時：平成28年10月17日(月) 16:00～

場所：伊勢市役所 東庁舎 4階 4-3会議室

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - 1) 第1回宮川委員会の議事概要等
 - 2) 宮川水系の減災に係る取組方針(案)
 - 3) 今後のスケジュールについて
4. 閉会

(配付資料)

議事次第・出席者名簿・配席図・三重四川災害対応連絡会規約

資料1 第1回宮川委員会の議事概要等

資料2 宮川水系の減災に係る取組方針(案)

資料3 取組方針の主な内容のポイント

資料4 三重四川災害対応連絡会 宮川委員会の今後のスケジュール

平成28年度三重四川災害対応連絡会
第2回宮川委員会

出席者名簿

構成員			
	所 属	役職名	氏 名
伊勢市		市長	鈴木 健一
玉城町		町長	辻村 修一 代理：副町長 小林 一雄
三重県	県土整備部 施設災害対策課	課長	倉田 正明
三重県	伊勢建設事務所	所長	吉田 勇
三重県	松阪建設事務所	所長	服部 喜幸
気象庁	津地方气象台	台長	日当 智明 代理：防災管理官 松木 晃一郎
国土交通省	三重河川国道事務所	所長	川村 謙一

(敬称略)

国土交通省三重河川国道事務所三重四川災害対応連絡会 規 約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「国土交通省三重河川国道事務所三重四川災害対応連絡会」（略称：「三重四川災害対応連絡会」）と称する。

(目 的)

第2条 本会は河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき国土交通省三重河川国道事務所管内の水害防止、軽減を図るため関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図り、もって水防対策の万全を期することを目的とする。

(会 務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

1. 災害関連情報（雨量・水位情報、既往出水状況、被災状況、復旧支援等）の共有化に関する事。
2. 迅速な水防関連情報の伝達に関する事。
3. 円滑かつ適切な水防活動の取組に関する事。
4. 合同河川巡視に関する事。
5. 情報伝達演習、ロールプレイング演習等の実施に関する事。
6. ハザードマップ整備における支援及び情報交換に関する事。
7. 水防・防災に関する啓発活動に関する事。
8. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有に関する事。
9. 円滑かつ迅速な避難、氾濫水の排水を実現するための取組、ダム運用の取組に関する事。
10. 河川管理施設の整備に関する事。
11. 減災対策のフォローアップに関する事。
12. その他本会の目的を遂行するため必要と認められる事項

(組 織)

第4条 本会は別表一に掲げる機関をもって組織する。

1. 本会は、全体委員会、鈴鹿川委員会、雲出川委員会、櫛田川委員会、宮川委員会（以下「委員会」と称する。）及び幹事会で構成する。
2. 本会は、必要に応じて専門的な知識を有する者等の出席を求め、意見等を聴くことができる。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会には次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 若干名
3. 委 員 若干名

- 4. 幹事長 1 名
- 5. 副幹事長 1 名
- 6. 幹事 若干名

(会長)

第6条 会長は、本会を代表し会務を総轄する。

- 1. 会長は、三重河川国道事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

- 1. 副会長は三重河川国道事務所副所長（事務）、三重県県土整備部施設災害対策課長及び市町村の代表者の中から会長が委嘱する。

(委員)

第8条 委員は会務を評議する。

- 1. 委員は別表－2に掲げる者をもってこれにあてる。

(幹事長)

第9条 幹事長は、幹事会を運営し本会の業務を処理する。

- 1. 幹事長は三重河川国道事務所副所長（河川）をもってこれにあてる。

(副幹事長)

第10条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代行する。

- 1. 副幹事長は三重県県土整備部施設災害対策水防対策班長をもってこれにあてる。

(幹事)

第11条 幹事は、会務の企画立案及び相互の連絡調整にあたる。

- 1. 幹事は別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

(顧問)

第12条 本会には、必要に応じ顧問を置くことができる。

- 1. 顧問は、会長が委嘱し会長の諮問に答えるものとする。

第3章 運 営

(委員会)

第13条 本会の運営は、委員会の決議による。

- 1. 委員会は、毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集する。
※1
- 2. 委員会の議長は、会長がこれにあたる。

※1 はん濫危険水位を超えた出水後、重大な被害が発生した時等。

(幹事会)

第14条 幹事会は、幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し、会務の企画立案に

※2

あたる。

※2 はん濫危険水位を超えた出水後、重大な被害が発生した時等。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、三重河川国道事務所調査第一課内に置く。

1. 事務局職員は、三重河川国道事務所調査第一課職員とする。
2. 事務局職員は、幹事長の指示を受け事務を処理する。

第4章 その他

(規約の改正)

第16条 本規約の変更は、委員会の決議によらなければならない。

(附 則)

第17条 この規約は平成17年10月24日から実施する。

平成18年	6月22日	一部改正
平成19年	5月28日	一部改正
平成20年	5月30日	一部改正
平成21年	6月4日	一部改正
平成22年	6月22日	一部改正
平成23年	5月25日	一部改正
平成24年	5月29日	一部改正
平成26年	5月30日	一部改正
平成27年	5月25日	一部改正
平成28年	4月26日	一部改正

別表－1

国土交通省	三重河川国道事務所
〃	蓮ダム管理所
〃	気象庁津地方气象台
三 重 県	県土整備部
〃	四日市建設事務所
〃	鈴鹿建設事務所
〃	津建設事務所
〃	松阪建設事務所
〃	伊勢建設事務所
〃	四日市市
〃	鈴鹿市
〃	亀山市
〃	津 市
〃	松 阪 市
〃	伊 勢 市
〃	多 気 町
〃	明 和 町
〃	玉 城 町

別表－2

会	長	国土交通省三重河川国道事務所	事務所長	
副	会	長	国土交通省蓮ダム管理所	管理所長（櫛田川水系）
	〃	国土交通省三重河川国道事務所	副所長（事務）（全水系）	
	〃	三重県県土整備部施設災害対策課	課長（全水系）	
委	員	四日市建設事務所	建設事務所長（鈴鹿川水系）	
	〃	鈴鹿建設事務所	建設事務所長（鈴鹿川水系）	
	〃	津建設事務所	建設事務所長（雲出川水系）	
	〃	松阪建設事務所	建設事務所長（雲出川・櫛田川水系）	
	〃	伊勢建設事務所	建設事務所長（宮川水系）	
	〃	四日市市	市長（鈴鹿川水系）	
	〃	鈴鹿市	市長（鈴鹿川水系）	
	〃	亀山市	市長（鈴鹿川水系）	
	〃	津市	市長（雲出川水系）	
	〃	松阪市	市長（雲出川・櫛田川水系）	
	〃	伊勢市	市長（宮川水系）	
	〃	多気町	町長（櫛田川水系）	
	〃	明和町	町長（櫛田川水系）	
	〃	玉城町	町長（宮川水系）	
	〃	国土交通省気象庁津地方気象台	台長（全水系）	
	〃	国土交通省三重河川国道事務所	副所長（河川）（全水系）	

鈴鹿川委員会

三重河川国道事務所長、三重県県土整備部施設災害対策課長、四日市建設事務所長、鈴鹿建設事務所長、四日市市長、鈴鹿市長、亀山市長、気象庁津地方気象台長

雲出川委員会

三重河川国道事務所長、三重県県土整備部施設災害対策課長、津建設事務所長、松阪建設事務所長、津市長、松阪市長、気象庁津地方気象台長

櫛田川委員会

三重河川国道事務所長、蓮ダム管理所長、三重県県土整備部施設災害対策課長、松阪建設事務所長、松阪市長、多気町長、明和町長、気象庁津地方気象台長

宮川委員会

三重河川国道事務所長、三重県県土整備部施設災害対策課長、伊勢建設事務所長、伊勢市長、玉城町長、気象庁津地方気象台長

別表－3

幹 事 長	国土交通省三重河川国道事務所	副所長（河川）
副幹事長	三重県県土整備部施設災害対策課	水防対策班長
幹 事	〃 四日市建設事務所	保全室長
〃	〃 鈴鹿建設事務所	保全室長
〃	〃 津建設事務所	保全室長
〃	〃 津建設事務所	ダム管理室長
〃	〃 松阪建設事務所	保全室長
〃	〃 松阪建設事務所	ダム管理室長
〃	〃 伊勢建設事務所	保全室長
〃	四 日 市 市	担当課長
〃	鈴 鹿 市	担当課長
〃	亀 山 市	担当室長
〃	津 市	担当室長
〃	松 阪 市	担当課長
〃	伊 勢 市	担当課長
〃	多 気 町	担当課長
〃	明 和 町	担当課長
〃	玉 城 町	担当課長
〃	国土交通省気象庁津地方気象台	防災管理官
〃	国土交通省蓮ダム管理所	専門官
〃	国土交通省三重河川国道事務所	河川管理課長
〃	〃	調査第一課長
〃	〃	工務第一課長
〃	〃	計画課長
〃	〃	河川占用調整課長
〃	〃	防災課長
〃	〃	鈴鹿出張所長
〃	〃	雲出川出張所長
〃	〃	櫛田川出張所長
〃	〃	宮川出張所長

平成 28 年度三重四川災害対応連絡会 第 1 回宮川委員会 議事概要

- 1 日 時：平成 28 年 8 月 17 日（水） 14:00～15:00
- 2 会 場：伊勢市役所東庁舎 4 階 4-3 会議室
- 3 出席者：委員会構成員
伊勢市 鈴木 健一市長
玉城町 辻村 修一町長
三重県 県土整備部 施設災害対策課 倉田正明課長
同伊勢建設事務所 吉田勇所長
同松阪建設事務所 服部喜幸所長
気象庁 津地方气象台 日当智明台長（代理：奥田宗廣水害対策気象官）
国土交通省 三重河川国道事務所 川村謙一所長
- 4 議 事：1. 平成 27 年 9 月鬼怒川決壊の概要
2. 水防災意識社会再構築ビジョンについて
3. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
4. 減災のための目標（案）及び取組例について
5. 今後のスケジュールについて
- 5 議事概要
 - ・ 5 年間で達成すべき目標、目標達成に向けた取組について確認し、了解を得た。
 - [出席者の主な発言]
 - ・ 災害に対して関係する方々と顔を突き合わせて話ができるこのような機会は大変有り難い。今までも、災害発生時には、国、県には尽力を頂いている。宮川ダムの方流や洪水予測などきめ細やかな情報提供をしていただき、市から住民へ情報提供できるので有り難い。
 - ・ 避難情報を発令した後に住民にどのように避難してもらうか大きな課題。最近では避難情報として WEB を使用した情報発信が強い武器になっている。年に 10 回ほど防災体制を取っているが、WEB 情報より今後の展開を推察し、各河川に職員を配置させ現場の水位を確認している。県や国から情報提供をしてもらうことで 2 時間後、3 時間後の状況を議論できる環境が有り難い。
 - ・ 避難勧告等の発令の際の区域指定をすることが難しい。
 - ・ 警報が発令された場合「防災みえ」や「川の防災情報」から情報を得ている。今後、さらにアクセスが増加すると思う。これまで以上のきめ細やかさと、サーバーがダウンしないように環境整備をして頂きたい。
 - ・ 避難困難者となる高齢化率は 29%。1 年ごとに 1 ポイントずつ上昇している。避難困難者をどのように避難させるかが課題。民生委員や自治会を中心に避難困難者をどのように避難させるか準備を進めているところ。住民や行政だけでも限界がある。避難困難者への支援のあり方についても皆様と議論して知恵を頂きたい。
 - ・ 災害時の排水ポンプ車の派遣は有り難い。引き続き排水ポンプ車の派遣の協力をお願いします。
 - ・ 宮川右岸の地区では气象台・国交省と連携して防災教育に力を入れている。平成 16 年台風 21 号での被害が大きかったこと、桜づつみの区間で漏水が発生したこともあり防災意識が高い。避難判断伝達マニュアルや防災メールなど、引き続き対応していきたい。
 - ・ 平成 16 年災害を受け、国、県で河川事業を進めてもらったこともあり、平成 16 年を超える雨が降った場合でも約 1/4 の被害に減少する結果が出ている。今後も堤防整備の要望や無堤区間の早期完成をお願いしたい。
 - ・ 水害ハザードマップは早期に実施していく。
 - ・ 自然災害には想定できない不可抗力がある。災害後に責任の追及などもよくある。日常の維

- 持管理の重要性は、災害の教訓から学ぶ必要がある。以前は地域住民が治山治水の考えが強く、集落に被害が起こらないように管理していた。今の時代は維持管理だけでは難しい。
- ・日々の管理の積み重ねが大切。平成16年災害を受けて度会橋周辺を整備して頂いた。感謝を申し上げる。日常管理がされた上での災害なら不可抗力であるので仕方がないが、日常管理が行われていない場合の災害はあってはならない。
 - ・江戸・明治時代では、伊勢市中須町との境である屋田地区では何度も決壊したとの記録がある。決壊の記憶を引き継いでいる方や宮川で毎日水位を見ている人に、水位の情報を伝達してもらい、地域の方に避難をしてもらう。このように絶えず情報を共有して、過去の教訓を活かし、日頃の意識の共有を強くする必要がある。
 - ・宮川の河川改修には感謝申し上げる。引き続き河川改修の早期完成をお願いしたい。
 - ・破堤を想定した災害訓練を行っている。想定外をいかに考えて訓練することは大事。町内ごとに自助訓練を実施し続けることが大切。防災に対する意識が薄れていくと言われていることもあり、小学校区単位で「まちづくり協議会」がある。23の団体があり、防災活動の推進も取組中。
 - ・国、県からの情報提供を頂けるとありがたい。冒頭の気象台の説明が分かりやすかった。台風経路と地理的な関係からの防災知識が得られた。地理や気象関係を地域の防災教育として講演して頂きたい。このような知識は防災知識として役立つ。
 - ・防災教育では字名の由来を調べると地名と自然災害の歴史状況が分かる。いろいろな方向からアプローチをしていただき、専門的な知識をレクチャーしてもらえると防災教育の推進となる。ソフト面やハード面を進めて頂きたい。
 - ・熊本地震や鬼怒川では、まさか自分の身に起こるとは思っていなかったと思う。この地域でこれまで、どのような災害が起こっていたかなどを防災教育として力を入れていきたい。
 - ・これまで6回ほど阪神淡路大地震の災害状況を見学する防災教育を実施。実際に現場を見ることで住民意識を変えていくことを目的で進めている。少しずつだが、自主的な活動が生まれてきている。
 - ・日々の管理が行われていないものは土砂堆積。町も実施して住民、集落を守ることに力を入れていく。

以上を踏まえて、連絡会構成員で協力して取組方針をとりまとめていくことを確認した。

以上

(事務局作成)

事例紹介「まるごとまちごとハザードマップ」

- 洪水時の浸水深や避難所等に関する情報を洪水関連標識として「まちなか」に表示。
- 洪水時の浸水深や避難所等に関する知識の普及を図ることにより、発災時に安全かつスムーズな避難行動ができるようにする。

洪水関連標識の設置例

浸水深の表示 (東京都北区JR赤羽駅前の例)



避難所情報の表示(新潟県見附市の例)



土砂災害警戒情報について



出典：政府広報オンライン



国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部



気象庁

土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や、自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表している防災情報です。



土砂災害警戒情報のテレビでの表示例



土砂災害警戒情報の発表例

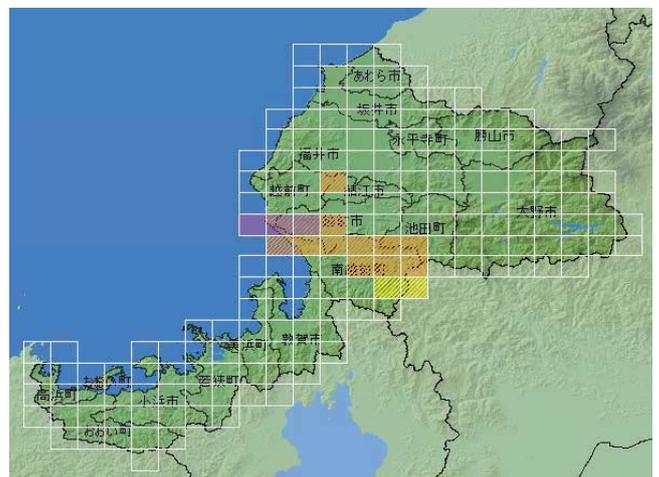
大雨のときには、土砂災害警戒情報に注意しましょう

土砂災害警戒情報は、テレビ・ラジオや防災無線のほか、気象庁ホームページ、各都道府県の砂防部局などのホームページなどでも確認できます。

雨が降り出したら、大雨警報や土砂災害警戒情報等の防災気象情報に注意しましょう。土砂災害警戒情報が発表されたら、市町村が発表する避難勧告等に注意し、いつでも行動できるよう心構えましょう。危険を感じたら自主的に避難することも重要です。

危険度をさらに詳しく知るには

都道府県と気象庁では、土砂災害警戒情報を補足する情報として、市町村内のより詳しい危険度がリアルタイムで分かるメッシュ情報や、危険度の推移が分かる情報などを提供しています。

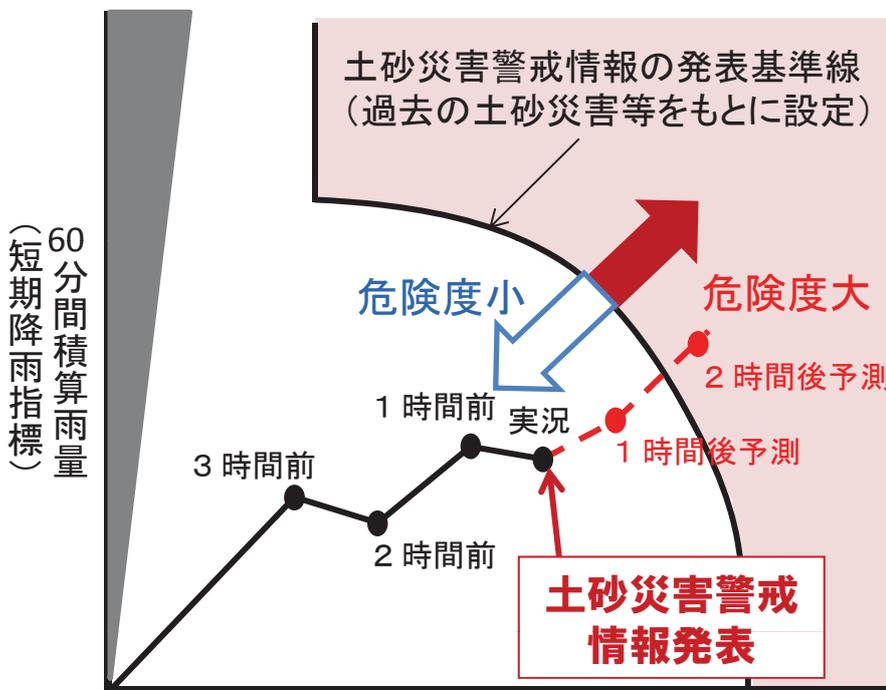


土砂災害危険度のメッシュ情報の表示例

土砂災害警戒情報のしくみ

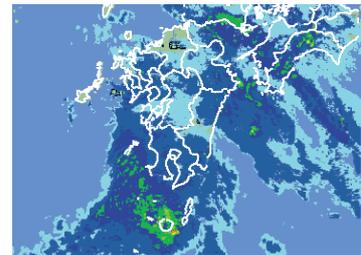
都道府県と気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を、過去の土砂災害発生・非発生時の雨量データをもとに、地域ごとに設定しています。設定に当たって、土砂災害は、地中にたくさんの雨が貯まったところに強い雨が降ると、発生しやすくなるという特徴があることが考慮されています。

気象庁の解析雨量等をリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、2、3時間後に発表基準線を超えると予測される場合に、土砂災害警戒情報を発表します。



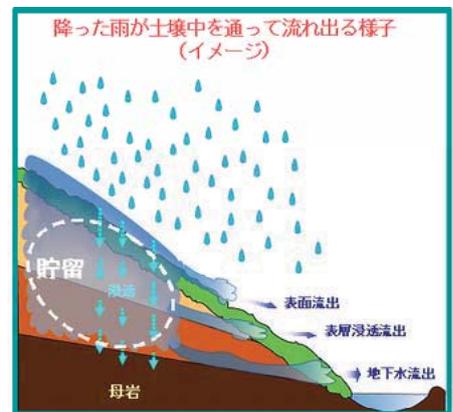
土壌雨量指数(長期降雨指標)
土砂災害警戒情報の発表基準

○短期降雨指標
解析雨量(60分間積算雨量)



国交省、気象庁のレーダー雨量を国交省、気象庁、都道府県の雨量計で補正して解析した雨量

○長期降雨指標
土壌雨量指数

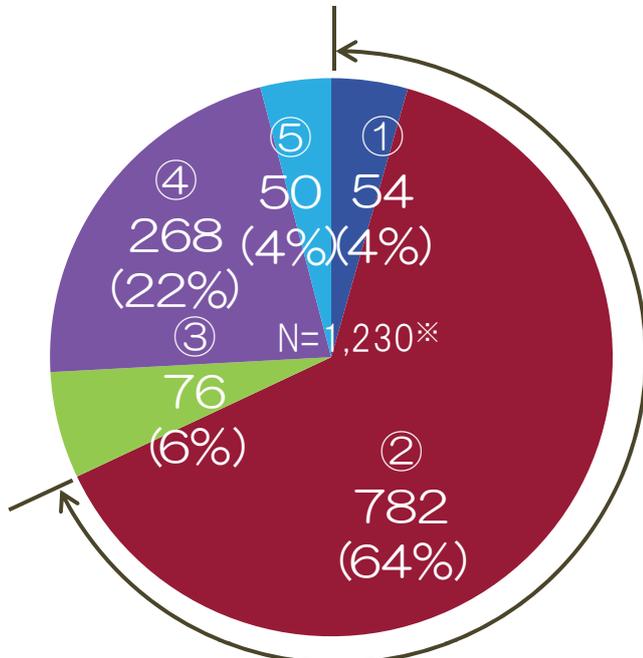


降った雨が土壌中を流れて流れる様子(イメージ)
降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもの

- 土砂災害警戒情報 (気象庁ホームページ)
<http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>
- 土砂災害警戒判定メッシュ情報 (気象庁ホームページ)
<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>
- 都道府県が公開している土砂災害警戒情報とそれを補足する情報のポータルサイト (国土交通省砂防部ホームページ)
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html

避難勧告への土砂災害警戒情報の活用状況

土砂災害警戒情報は市町村長が避難勧告を発令する際の参考となるよう発表していますが、土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害の避難基準に土砂災害警戒情報を活用している市町村（①及び②）は約7割となっています。



土砂災害の避難基準に土砂災害警戒情報を活用している市町村（①及び②）：68%

※土砂災害警戒区域が指定された市町村数

- ① 土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する。
- ② 土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告を発令する。
- ③ 具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載がない。
- ④ 「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により避難勧告を発令する。
- ⑤ 避難勧告に関する記載なし。

市町村の地域防災計画における避難勧告発令基準の設定状況（H25.3.31時点）

—お知らせ—



土砂災害は予測の難しい災害ですが、土砂災害から身を守るために国民の皆様を知っていただきたい3つのことについて、以下のURLでお知らせしております。

http://www.mlit.go.jp/river/sabo/h25_typhoon26/miomamoru.pdf

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
 電話 03-5253-8111（代表） 03-5253-8468（直通）
 気象庁 予報部 予報課 気象防災推進室
 〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
 電話 03-3212-8341（代表）

※お住まいの地域で発表される土砂災害警戒情報について詳しくは、各地の气象台や各都道府県の砂防部局までお問い合わせ下さい。

土砂災害警戒情報の発表例

「土砂災害警戒情報」は「大雨警報(土砂災害)」よりもさらに危険！

三重県土砂災害警戒情報 第1号

平成27年8月25日 13時12分

三重県 津地方気象台 共同発表

警戒対象の市町名

【警戒対象地域】

尾鷲市* 熊野市* 大台町* 大紀町* 紀北町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

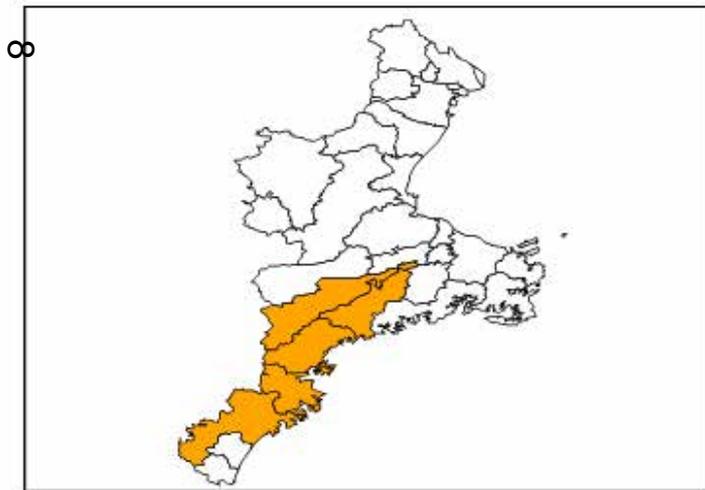
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



警戒対象地域

大台町での解除は
26日00時40分でした。

問い合わせ先
059-224-2697 (三重県県土整備部防災砂防課)
059-228-2022 (津地方気象台)

土砂災害警戒情報は、三重県と津地方気象台との共同発表です。

市長・町長の避難勧告等の発令や、住民の自主避難の判断を支援することを目的としています。

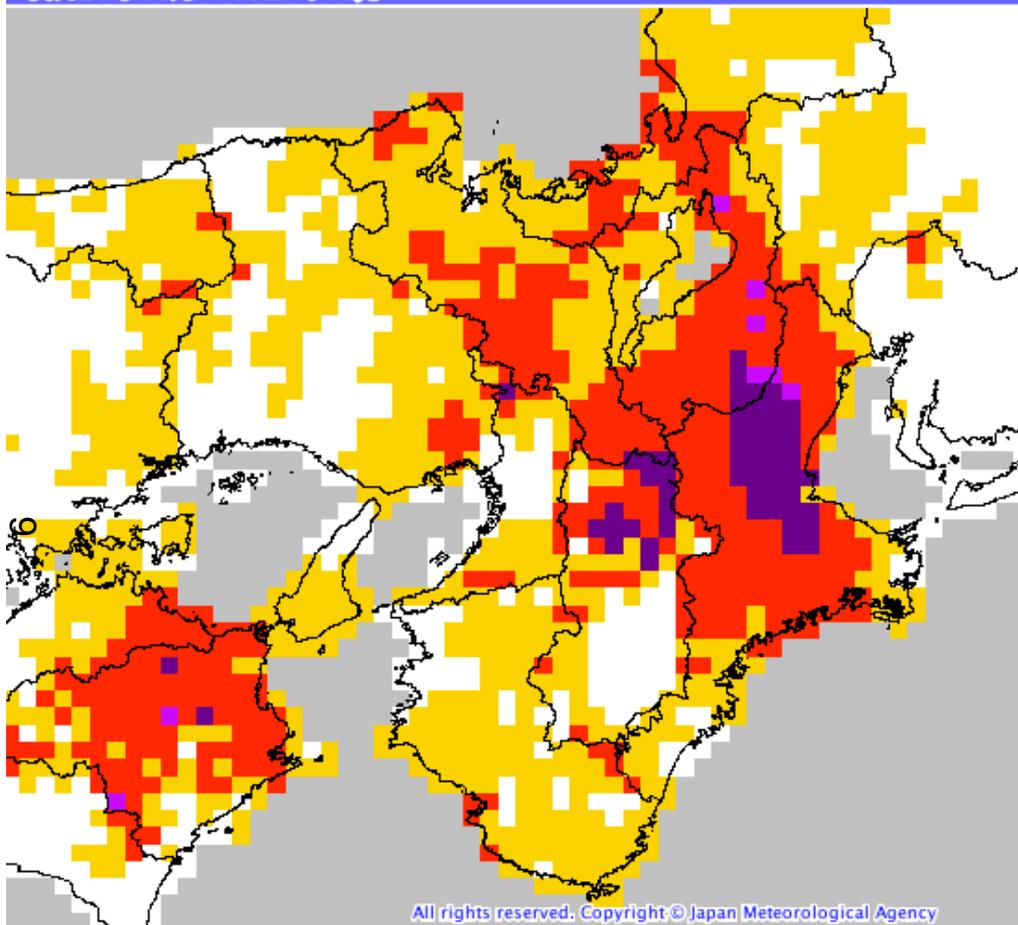
警戒対象地域の発表は、**市町単位**ですが、津市は**東部と中西部**、松阪市は**東部と西部**に分割して発表しています。
なお、木曾岬町と川越町は発表対象外です。

注: 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な「**土石流**」や、「**集中的に発生する急傾斜地崩壊(崖崩れ)**」を対象としています。技術的に、予測することが困難な**地すべり**や**深層崩壊**等は発表対象とはしていません。
また、個別の災害・発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものでもありません。

土砂災害警戒情報は、気象と三重県が発表する**重要な情報**です。

■ 気象庁HPで公開している土砂災害警戒メッシュ情報

平成26年08月09日16時30分



All rights reserved. Copyright © Japan Meteorological Agency

- : 実況で土砂災害警戒情報の基準を超過※
- : 予想で土砂災害警戒情報の基準を超過※
- : 実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過
- : 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準を超過
- : 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未滿

- 土砂災害発生の危険度を地理的・時間的に認識が可能です。
- 隣接県の状況等を確認するなど、より広域的な状況判断に有効です。
- 土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づき、土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎に5段階で階級表示します。
- メッシュ情報は市町内で危険度の高い地域の把握に有効です。
- 実況時刻、1時間先予測、2時間先予測の中で、最大の土砂災害警戒判定値を10分ごとに更新しています。
(6時間前から最新まで、動画表示可能。)

気象庁HPのアドレス

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/326.html?areaCode=326>

平成26年8月9日 16時30分の表示状況

※ 28年5月24日から表示画面の改善を実施

■ (お知らせ) 土砂災害警戒メッシュ情報の表示改善

○平成28年5月24日より、市町村名や道路・鉄道・河川等の地理情報と重ね合わせた表示に改善し、分りやすくお伝えしています

現状 **改善後**

2014年08月20日01時30分

地図の拡大・縮小を可能に

市町村名や道路・鉄道・河川等と重ね合わせた表示を可能に

自分のいる場所が分かりやすい！
自分に迫っている危険度が把握しやすい！

※ 国土数値情報の地理情報を使用します。



ツールをクリックする
地図の色は背景色の選択ボタンです

北緯 東経

河川 鉄道 道路 市町村名

表示時間 06/13 04:10 最新 使い方 印刷

動画方法 6時間前から最新まで 動画表示 動画開始 動画停止

動画速度 遅く 速く

2016年06月13日04時10分

高 危険度 低

- 極めて危険
- 非常に危険
- 警戒
- 注意
- 今後の情報等に留意

主要な河川
 新幹線
 JR在来線・その他
 高速道路
 一般国道

© Japan Meteorological Agency 2016

6月13日 04時10分の状況（背景色は白を選択）
津市などで。大雨注意報基準に該当する黄色表示が出力。
(12日～13日にかけて、大台町に大雨注意報の発表はありませんでした。)

例の地図縮尺は、10kmでの表示です

HPアドレス

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

■ 土砂災害警戒メッシュ情報の表示色の意味と避難行動



色	説明	内閣府のガイドラインで土砂災害警戒区域等を対象に発令が必要とされている避難情報
高	< 実況で土砂災害警戒情報の基準 [*] に到達 > 過去の土砂災害発生時に匹敵する 極めて危険 な状況。既に土砂災害が発生しているおそれもあり。この状況になる前に避難を完了する。まだ避難していない場合は直ちに身の安全を確保する。	避難指示
	< 予想で土砂災害警戒情報の基準 [*] に到達 > 土砂災害がいつ発生してもおかしくない 非常に危険 な状況。速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。	避難勧告
	< 実況または予想で大雨警報の基準に到達 > 土砂災害への 警戒 が必要。避難準備をし、早めの避難を心がける。	避難準備情報
低	< 実況または予想で大雨注意報の基準に到達 > 土砂災害への 注意 が必要。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	-
	< 実況及び予想で大雨注意報の基準未達 > 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	-

※大阪府、熊本県、宮崎県では、府県の監視基準と気象台の監視基準に基づいて土砂災害警戒情報を発表しています。
HP上での土砂災害警戒判定メッシュ情報表示は、気象台の監視基準のみで判定しています

大雨時の川のはん濫の危険性を知らせる

国土交通省 川の防災情報

身近な「雨の状況」、「川の水位と危険性」、「川の予警報」などをリアルタイムでお知らせするウェブサイトです。



住民の方々が自らはん濫の危険性を知り、的確な避難行動などに役立つように、
利用者目線に立った新しい『川の防災情報』がはじまります！

(平成28年3月28日夜間に開始予定)

パソコンから <http://www.river.go.jp/>

スマートフォンから <http://www.river.go.jp/s/>

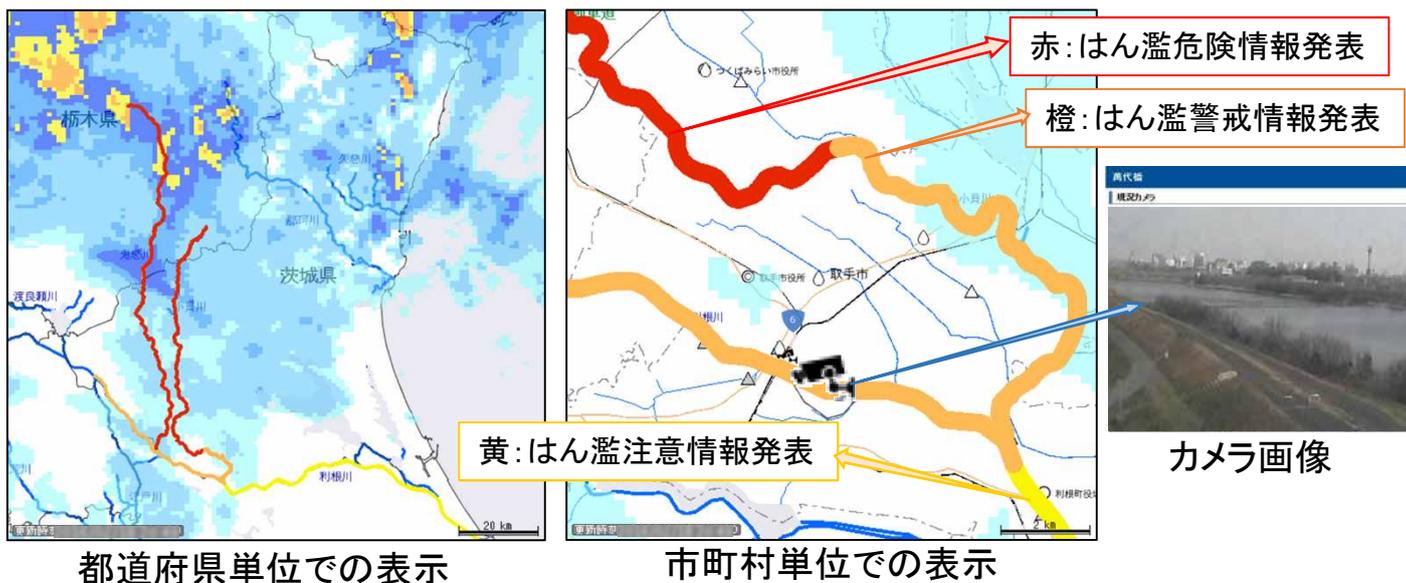


国土交通省

■あなたが住んでいる場所のはん濫の危険性を知ることができます。

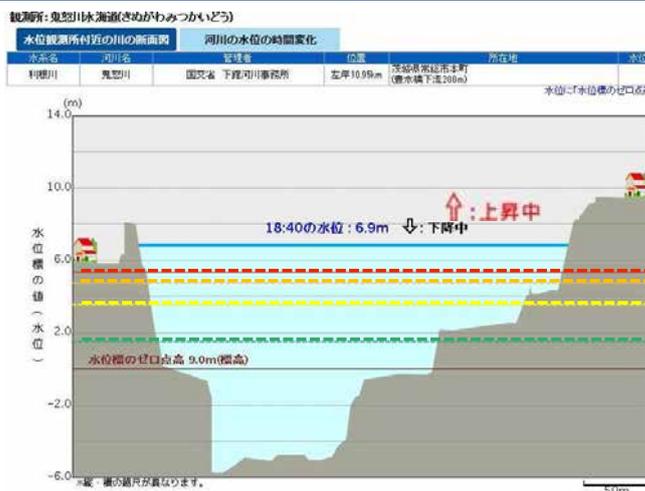
川の水位や雨の現在の状況がわかります。

- ・水位の変化に応じて予警報が発表されると川の表示の色が変わります。
- ・カメラのアイコンをクリックすると、現在の川の状況をカメラ画像で確認することができます。
- ・レーダーによる雨の状況もわかります。



川の水位で現在のはん濫の危険性がわかります。

- ・川の水位が上昇している時は水位情報と共に **↑:上昇中** の表示がされます。
- ・近くの川の水位が高いほど、身近ではん濫する可能性が高まります。
- ・はん濫の危険性が高くなっている川の近くでは、身の安全の確保を図るなど、適切な防災行動をお願いします。



川の水位の凡例	
はん濫危険水位	河川がはん濫する恐れのある水位
避難判断水位	避難情報発表の目安となる水位
はん濫注意水位	河川のはん濫の発生を注意する水位
水防団待機水位	水防団が待機する目安となる水位

水害時の対応に係る市町村向けビデオ (国土交通省HP掲載)

水害時の対応に係る市町村向け啓発ビデオ



※ YouTubeを閲覧できない方は[こちら](#)をご覧ください。

水害時の対応に係る市町村向け啓発ビデオ ダイジェスト版

右欄の1部～3部の動画の概要をまとめたものです。

(主な構成)

- ・災害時に遭遇する状況(ドラマ形式で再現)
- ・河川の水位上昇に併せて市町村がとるべき行動(チェックリストの紹介)
- ・災害対応の教訓(過去に激甚な災害を経験した三条市長、見附市長、豊岡市長のコメント等を紹介)

動画ダウンロード

水害時の対応に係る市町村向け啓発ビデオ
ダイジェスト版[12:33]
Download(MP4:227MB)

※動画のファイルサイズが大きいため、Wi-Fi環境/有線LAN環境での利用を推奨します。

動画一覧

ダイジェスト版

水害発生。

その時、リーダーがなすべきこととは。

[ダイジェスト版\[12:33\]](#)

1部～3部の動画について、概要をまとめた動画です。

1部:水害発生。その時、リーダーが なすべきこととは。

水害発生。

その時、リーダーがなすべきこととは。

[1部:水害発生。その時、リーダーがなすべきこととは。 \[8:25\]](#)

災害時に遭遇する状況についてドラマ形式で再現した動画です。

2部:災害時の情報とチェック項目

災害時の情報とチェック項目

[2部:災害時の情報とチェック項目 \[11:56\]](#)

河川の水位上昇に併せて発信される情報と市町村がとるべき行動について解説した動画です。

3部:防災情報に関するアプリケーション等

防災情報に関するアプリケーション等

[3部:防災情報に関するアプリケーション等 \[7:47\]](#)

浸水ナビ、DIMAPS、ハザードマップポータルサイト、タイムラインについて解説した動画です。

<別々に視聴する場合>

[浸水ナビ編 \[1:47\]](#)

[DIMAPS編 \[2:01\]](#)

[ハザードマップポータル編 \[1:14\]](#)

[タイムライン編 \[2:53\]](#)



1
2
3
4
5
6
7
8 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
9 宮川水系の減災に係る取組方針
10 (案)
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

35 平成 28 年 10 月 17 日
36
37

38 三重四川災害対応連絡会宮川委員会
39

40 (伊勢市、玉城町、三重県県土整備部、三重県伊勢建設事務所、
41 三重県松阪建設事務所、気象庁津地方气象台、
42 国土交通省三重河川国道事務所)
43

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

目 次

1. はじめに	1
2. 委員会の構成	3
3. 宮川流域の概要と主な課題	4
4. 現状の取組状況と課題	6
5. 減災のための目標	9
6. 概ね5年間で実施する取組	10
7. フォローアップ	12

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通大臣から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

宮川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 1 市 1 町（伊勢市、玉城町）、三重県、気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会（以下「連絡会」という。）宮川委員会（以下「委員会」という。）を開催し、減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、年平均降水量は山間部で 3,400mm 以上、平野部で約 2,000～2,500mm となる。

その地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、中流から河口部にかけて三角州が広がる。下流部は低平地が広がっており、一度堤防決壊による氾濫が起これば、氾濫流が拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流による家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

このような特性を有する宮川は、古くから洪水災害を受けてきており、これまでも昭和 49 年 7 月の七夕災害や昭和 57 年 8 月の台風第 10 号、平成 16 年 9 月の台風第 21 号においても浸水被害が発生したところである。

宮川では、昭和 49 年 7 月洪水の甚大な浸水被害を契機として、直轄河川改修事業が始められた。その後、平成 19 年 11 月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27 年 11 月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、勢田川においては直轄河川激甚災害対策特別緊急事業により、浚渫や引堤、護岸整備が行われ、勢田川防潮水門・排水機場も完成している。平成 16 年 9 月洪水により、無堤地区での浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業も実施され、築堤護岸及び河道掘削等が完成しているなど、治水事業が鋭意進められてきたところであるが、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。

委員会では、こうした宮川水系の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難、より効果的な水防活動、浸水を一日も早く解消するための排水

1 対策等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 32 年度までに各構成機関が一体的・
2 計画的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「宮川水系の減災に係る
3 取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

4
5 取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

6
7 ○近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が広域に拡散する特性を
8 有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規
9 模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分か
10 りやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育
11 に取り組む。

12
13 ○平成 28 年度中に公表予定の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図におけ
14 る、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立
15 ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避
16 難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。

17
18 ○下流部での沿川の低平地では堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可
19 能性があるため、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、避難勧告
20 の発令等に着目したタイムラインを策定のうえ、タイムラインに基づくより実
21 践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。

22
23 ○社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、
24 速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく
25 排水訓練の実施に取り組む。

26
27 ○洪水を安全に流下させるための堤防整備等に加え、危機管理型ハード対策とし
28 て堤防天端の保護等に取り組む。

29
30 委員会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有する
31 とともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、
32 水防災意識をさらに高めていくこととしている。

33
34 なお、取組方針は、連絡会規約第 3 条を根拠として委員会において作成したも
35 のである。

36 （※委員会で対象とする宮川水系とは、一級水系宮川のうち、宮川、大湊川、
37 五十鈴川、勢田川の大臣管理区間に係るものを示す。）
38
39

1 2. 委員会の構成

2
3
4
5

委員会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
伊勢市 玉城町	市長 町長
三重県 県土整備部施設災害対策課 伊勢建設事務所 松阪建設事務所	課長 事務所長 事務所長
気象庁津地方气象台	台長
国土交通省三重河川国道事務所	事務所長

3. 宮川流域の概要と主な課題

(1) 宮川流域の概要と氾濫特性

宮川水系は、三重県の南部に位置し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 91km、流域面積 920km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県伊勢市、玉城町の 1 市 1 町があり、伊勢自動車道、一般国道 23 号、近鉄山田線、JR 参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網が発達しており、これらの整備に伴って海岸地域における工業立地や、年間 800 万人以上が訪れる伊勢神宮を核とした観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮との関わりが深く、神宮につながる渡し跡も残り、勢田川沿いの問屋街は、歴史的構造物を保存したまちづくりが進められており、宮川下流部には複数の土木遺産が現存するなど、この地域における社会・経済の中核が拡がり、文化の基盤を成している。

一方、宮川流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、1,000m を超える標高の山々に囲まれており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がり本川内にも特徴的な中州がある。下流部は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

また、宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、年平均降水量は山間部で 3,400mm 以上、平野部で約 2,000～2,500mm となることから古くから洪水災害が発生してきた。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

○昭和 49 年 7 月 7 日洪水（台風第 8 号及び集中豪雨（七夕災害））

雨量は三重県南部で 300～500mm に達した。大台山系には連続降雨 850mm 以上、さらにこの地域に端を発する水系に局地的な豪雨をもたらし、伊勢市周辺を中心に浸水被害、山・崖崩れが発生した。7 日に勢田川が氾濫し、伊勢市の広域が浸水した。被害は、浸水面積約 3,100ha、被災家屋約 14,000 戸であった。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

宮川観測所で総雨量 580mm 以上の大雨があり、伊勢市を中心に被害が発生した。被害は、浸水面積約 1,000ha、被災家屋約 2,500 戸であった。

○平成 16 年 9 月洪水（台風第 21 号）

宮川村（現 多気郡大台町）では 1 時間に 139mm の猛烈な雨を観測した。また、宮川雨量観測所でも、最大時間雨量 119mm、総雨量 753mm を記録した。基準地点の岩出で昭和 50 年の観測開始後最高水位である 10.16m を記録し、中島・大倉地区の無堤地区で越水し、洪水被害は被災家屋約 300 戸、浸水面積約 200ha であった。

1 (3) 宮川の現状と課題

2 宮川水系での本格的な治水事業は、昭和 13 年 8 月洪水を契機として、三重県
3 が岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。その後、昭和 49 年 7 月洪水を
4 契機に、昭和 50 年に一級河川の指定を受け、直轄河川改修事業が始められた。
5 その後、平成 19 年 11 月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27
6 年 11 月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまで
7 に、昭和 32 年に宮川ダムが完成し、昭和 49 年 7 月洪水の被害が甚大であった
8 勢田川については、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、
9 護岸整備等が行われ勢田川防潮水門・排水機場も完成している。また、平成 6 年
10 9 月洪水、平成 16 年 9 月洪水で中流部右岸側の無堤地区で浸水被害が発生した
11 が、浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業により築堤
12 護岸や河道掘削等が実施され、洪水被害の軽減が図られてきている。また、宮川、
13 五十鈴川、勢田川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害を
14 受け、高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊
15 勢湾高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対
16 策推進地域に指定されており、これまでに大湊川において堤防の耐震対策が実施
17 されてきている。

18
19 こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりであ
20 る。

21
22 ○ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが
23 問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防
24 に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上
25 回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住
26 民に周知する必要がある。

27
28 ○一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の
29 発生など、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行
30 動のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動
31 を実施するための訓練等が必要である。

32
33 ○下流部の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲
34 に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期
35 化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模
36 水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

37
38 以上の課題を踏まえ、宮川水系の大規模水害に備え、具体的な取組を実施するこ
39 とにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

1 4. 現状の取組状況と課題

2
3
4
5
6
7

宮川水系における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ 宮川において、計画規模の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所のホームページ等で公表している。	A
	● 浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	B
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	
避難勧告、避難指示の発令基準	○ 市町は、避難勧告、避難指示の発令に関する基準に基づき発令。	C
	● 避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの見直しが必要となっている。	
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	D
	○ 指定緊急避難所をハザードマップに安全度ランクを付けている。	
	● 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図により浸水エリアが更新されるため、指定緊急避難場所の安全度の見直しが必要。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難勧告等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	E
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	
	● 高齢者等は、メール、最新システム等の利用が難しい。防災無線も台風時は暴風や豪雨により聞き取りにくいことから、自ら避難情報を取得してもらえよう啓発が必要である。	

避難誘導體制	○ 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	F
	● 避難対象区域の規模が大きい地区は、消防団、職員の人数も限られており、現場での呼びかけだけは避難誘導が困難である。	
	● 避難誘導の体制は確立されているが、これに即した避難訓練が未実施であるため、訓練の充実を図る必要がある。	

1
2

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHK等を通じて住民に周知している。	G
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURLやQRコードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。	
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市町職員、消防団が巡視を実施している。	H
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	I
	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	

3
4

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	J
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	

5
6
7

1

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備等を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	K

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

1 5. 減災の為の目標

2
3 委員会では概ね5年（平成32年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりで
4 ある。

5
6 【概ね5年間（平成32年度まで）で達成すべき目標】
7

8 **宮川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、**
9 **「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。**

10 ※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

11 ※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

12 ※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

13 また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対
14 策（※）に加え、以下の取組を実施する。

- 15 1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
16 2. 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
17 3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

18 （※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

19 洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対
20 策、侵食・洗掘対策

21 危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44

1 6. 概ね5年間で実施する取組

2
3
4
5
6
7

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	A	H28 年度中 三重河川国道
・ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表	A	H28 年度中 三重河川国道
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	県管理区間の洪水浸水想定区域図作成後に実施 市町
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施 市町
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	マニュアル改訂後、必要に応じて検討 市町
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、学校等における水災害教育の実施	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・ 要配慮者の避難計画の策定及び訓練の促進	D,E,F	引き続き実施 三重河川国道、市町
・ 防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

8
9

2) 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 情報伝達、避難計画等に関する事項		
・ 避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定	C	H29 年度出水期までに実施 三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・ タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	C	H29 年度 三重河川国道、市町
・ H28 年度中に公表予定の想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施 市町
・ 避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討	C	必要に応じて実施 市町
・ 水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	必要に応じて実施 市町
・ 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・ 三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・ 報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラートを用いた情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項		
・ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	引き続き実施	市町
--	---	--------	----

1
2

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換	G	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、市町
・重要水防箇所など水害リスクの高い箇所を消防団と共同点検	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育（水防工法の伝承、安全教育）を実施。	G,H,I	引き続き実施 三重河川国道、市町
・消防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水表等の設置	G	引き続き実施 三重河川国道
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信（再掲）	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項		
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した三重河川国道事務所管内排水計画を作成	J	H29年度から検討実施 三重河川国道
・排水計画に基づく排水訓練の実施	J	H30年度～ 三重河川国道、県、市
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施 三重河川国道
・施設・庁舎の耐水化	J	必要に応じて実施 三重河川国道、県
・水害BCP（事業継続計画）の作成	J	必要に応じて検討 三重河川国道、県、市町
■ダムの危機管理型の運用方法の高度化		
・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用	-	引き続き実施 宮川ダム

3
4

4) 河川管理者が実施するハード対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及びアスファルトによる天端の保護を行う危機管理型ハード対策の実施	K	H32年度 三重河川国道

5
6
7
8
9

1 7. フォローアップ
2

3 各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計
4 画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継
5 続的に取り組むこととする。

6
7 今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期
8 前に開催する委員会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方
9 針の見直しを行う。

10
11 また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るな
12 ど、継続的にフォローアップを行うこととする。

13
14 なお、委員会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を
15 収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
宮川水系の減災に係る取組方針(案)
【取組方針の主な内容のポイント】

平成28年10月17日

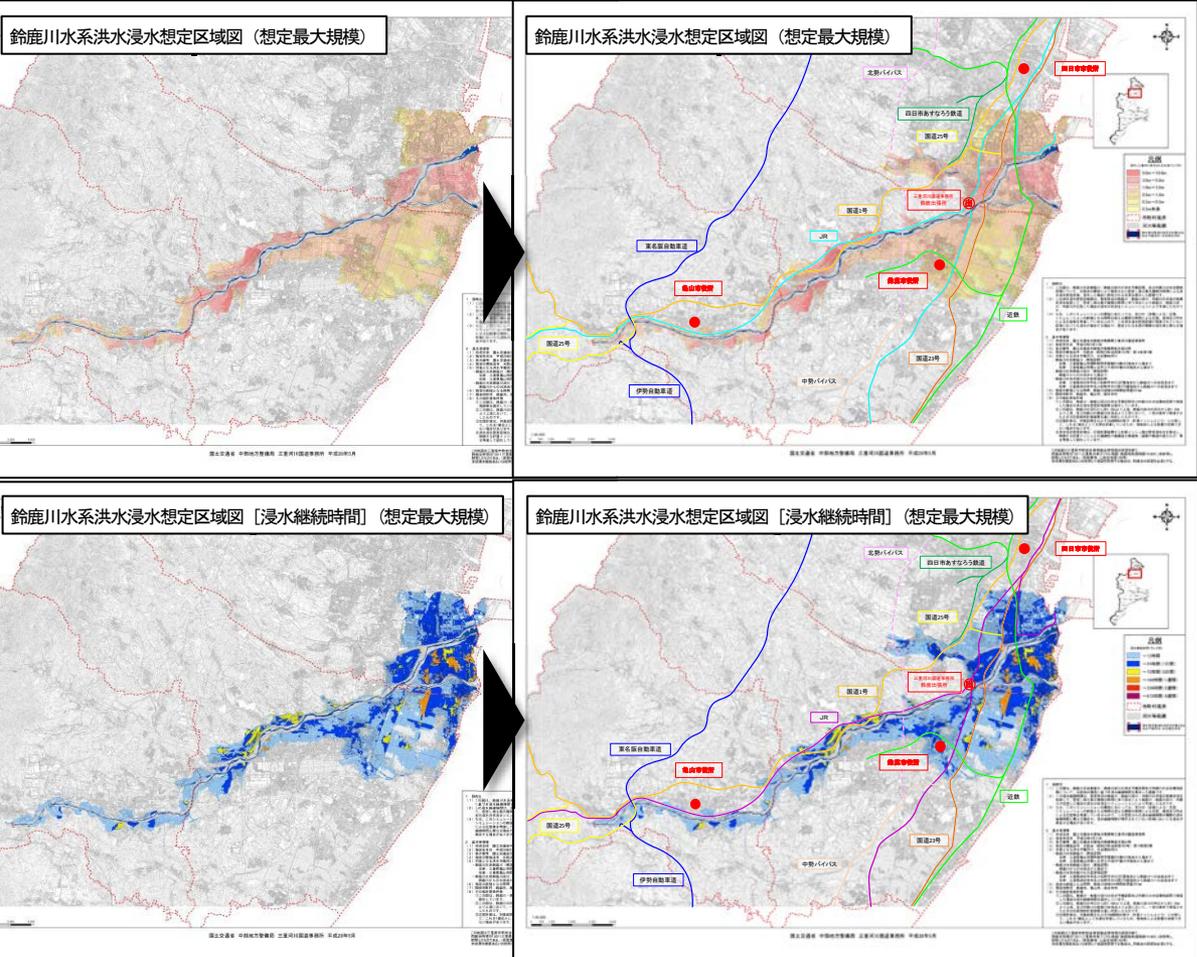
三重四川災害対応連絡会宮川委員会

伊勢市、玉城町、三重県県土整備部、三重県伊勢建設事務所、
三重県松阪建設事務所、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所

大規模水害に対する住民意識の向上【国、県、市町】

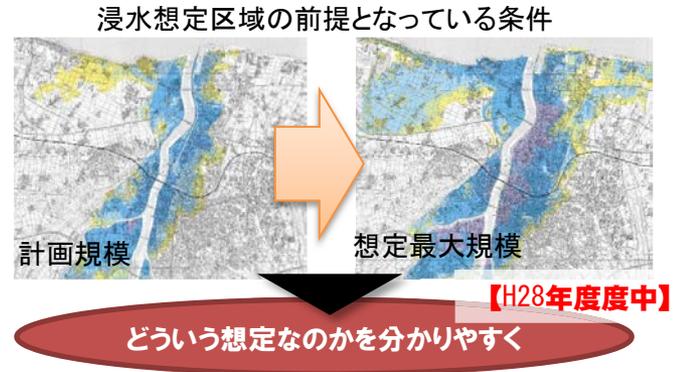
大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育の実施

鈴鹿川の事例

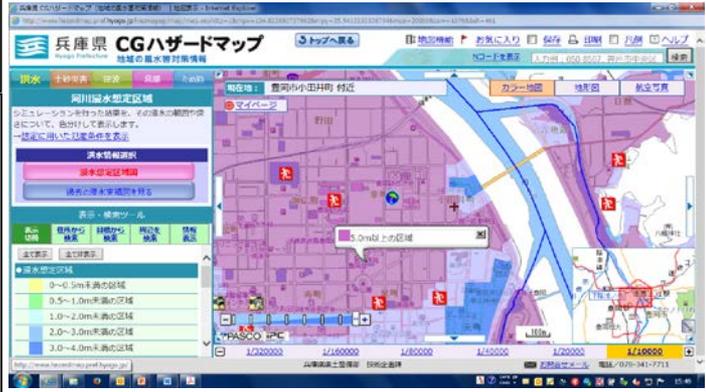


水防法に基づく洪水浸水想定区域図

分かりやすくした洪水浸水想定区域図



ハザードマップ事例 (兵庫県CGハザードマップ)



学校や地域での防災教育

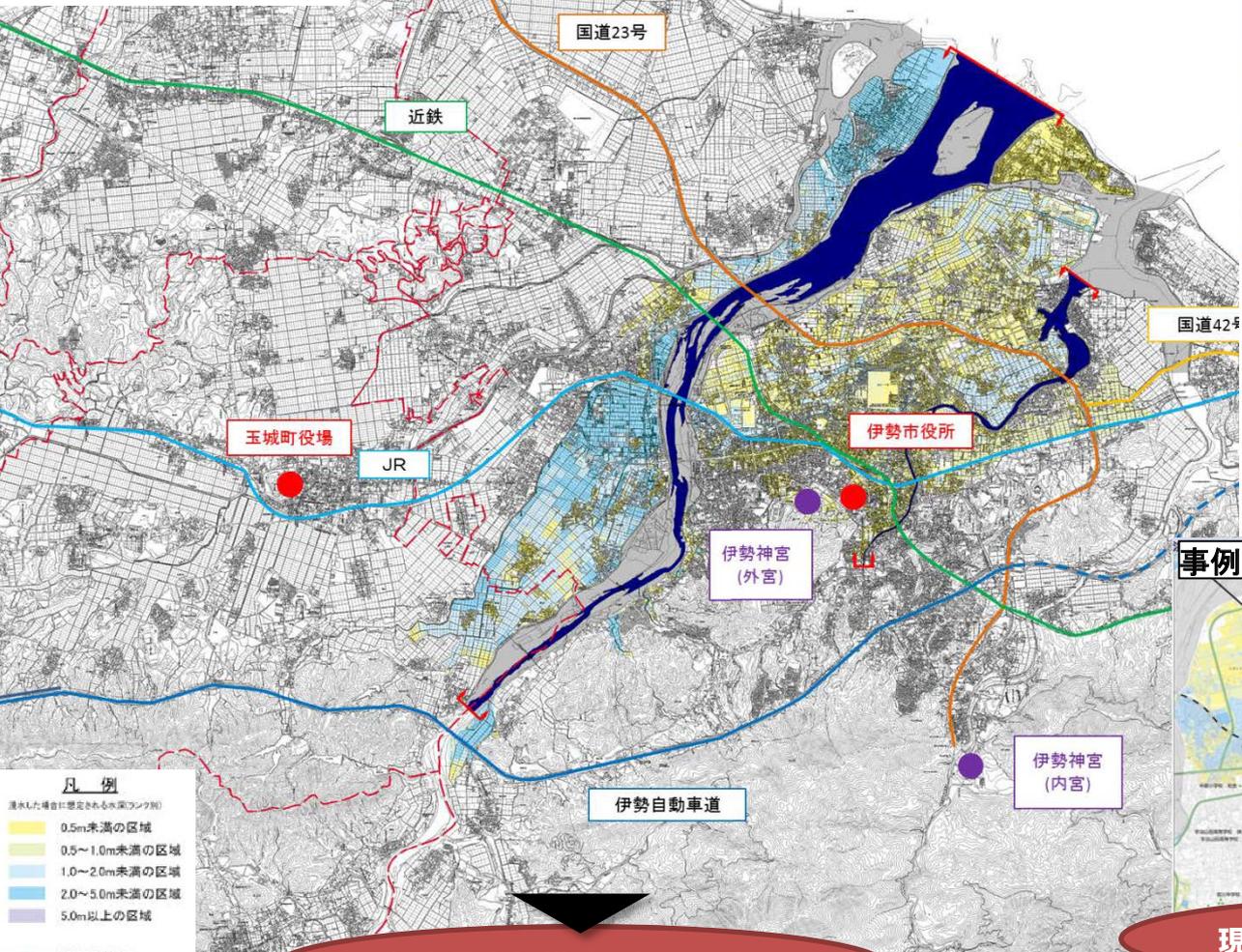


道路・鉄道網、市役所や駅等のランドマーク情報を追加し、より分かりやすい洪水浸水想定区域へ改良 **【H28年度度中】**

早期の立ち退き避難を前提とした避難計画や洪水ハザードマップの作成【市町】

想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図における浸水深、浸水継続時間、家屋等倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成、水平避難や避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成

宮川水系浸水想定区域図



想定最大規模降雨にて見直し

【H28年度中】

早期の立退き避難が必要な区域の表示例



出典：水害ハザードマップの手引き(H28.4)国土交通省

事例：伊勢市洪水ハザードマップ

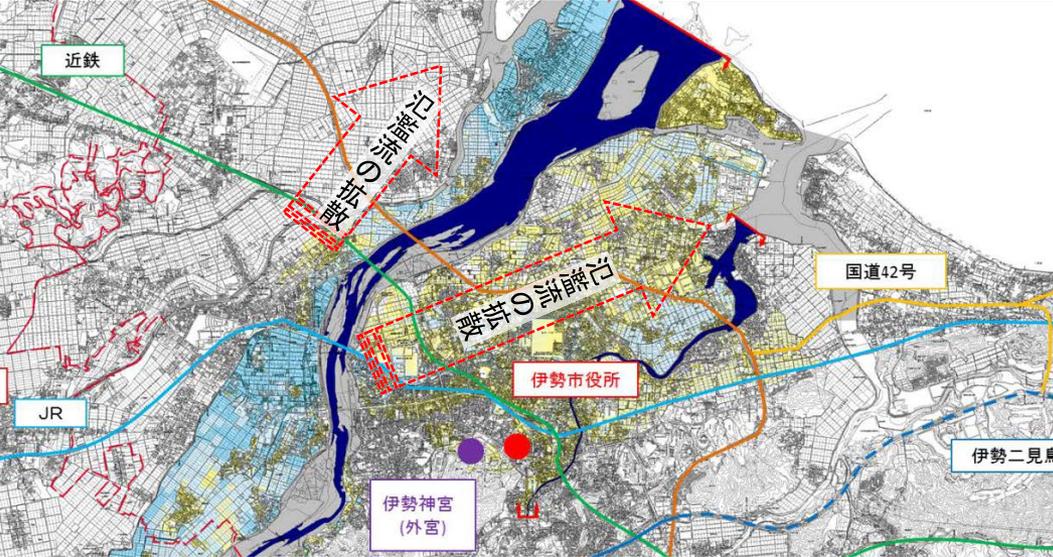


現行ハザードマップの改訂

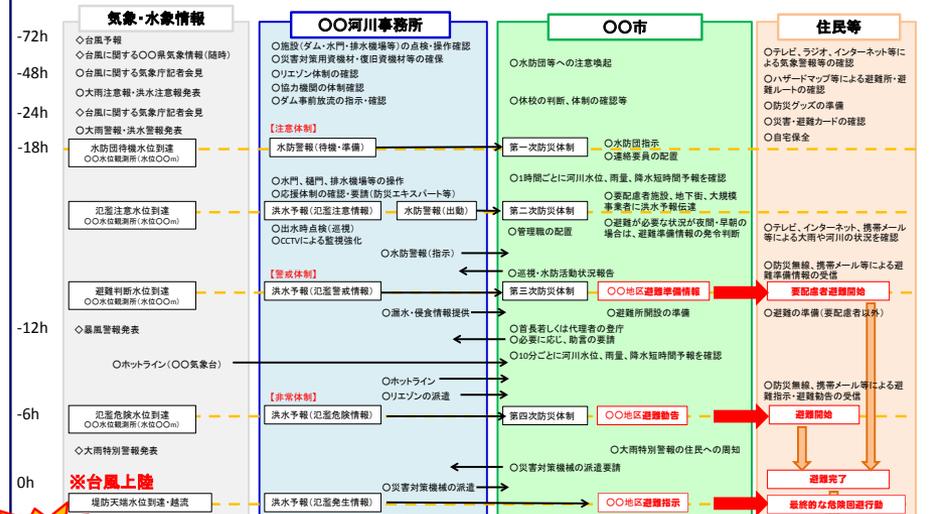
【県管理区間の浸水想定策定後に検討】

避難勧告の発令に着目したタイムライン策定と実践的な演習【国、県、市町】

堤防決壊をした場合、短時間で氾濫流が到達する一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要するため、避難勧告の発令等に着目したタイムラインを策定し、タイムラインに基づくより実践的な情報伝達演習等を実施



情報伝達演習



水防演習(訓練)状況

避難勧告に着目したタイムラインの整備 【H29年度出水期までに実施】

排水計画の策定、計画に基づく排水訓練【国、県、市町】

社会経済活動の早期再開、幹川道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施

排水ポンプ車配置検討…浸水エリアに応じた排水ポンプ車の配置場所、進入経路、必要台数、燃料補給計画、作業時間などを検討【H29年度から検討実施】



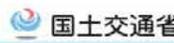
排水ポンプ車



茨城県常総市での排水活動状況(平成27年9月・中部地方整備局)

排水計画イメージ

濃尾平野の排水計画【第1版】



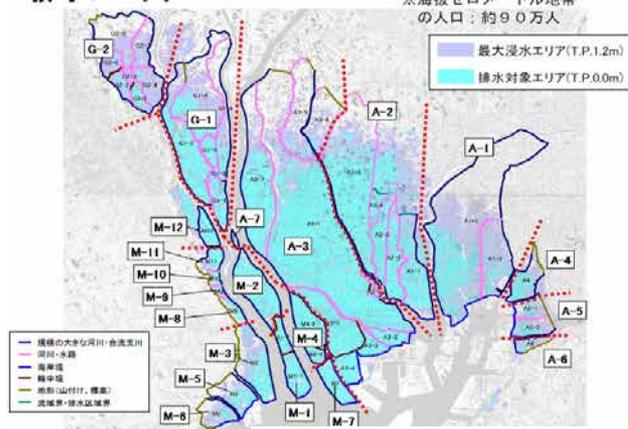
浸水エリアのブロック化

- 濃尾平野海拔ゼロメートル地帯※を河川堤防、盛土構造物等で48ブロックに分割
- 各排水ブロックの特性を把握するために、防災関連施設(市町村役場など指揮命令施設、病院、避難場所、活動拠点、排水施設)の立地状況、及び道路網(緊急輸送道路、高速道路IC)の状況を整理
- それぞれのブロックにある防災関連施設及び堤防決壊等により発生した浸水状況等を踏まえ、県・市町村の意見を十分聞きながら効率的かつ効果的な排水手順を検討

各ブロック内の主要施設、道路網等

ブロック番号	市町村役場等指揮命令施設	病院	避難場所	活動拠点	排水施設	緊急輸送路	高速IC
1 M1-1			○	○	○	○	○
2 M1-2	○				○	○	○
3 M2			○	○	○	○	○
4 M3	○				○	○	○
5 M4-1	○				○	○	○
6 M4-2			○		○	○	○
7 M5				○	○	○	○
8 M6	○	○			○	○	○
9 M7					○	○	○
10 M8					○	○	○
11 M9					○	○	○
12 M10					○	○	○
13 M11					○	○	○
14 M12					○	○	○
15 A1-1		○	○	○	○	○	○
16 A1-2	○	○	○	○	○	○	○
17 A2-1	○	○	○	○	○	○	○
18 A2-2	○	○	○	○	○	○	○
19 A2-3	○	○	○	○	○	○	○
20 A2-4	○	○	○	○	○	○	○
21 A2-5	○	○	○	○	○	○	○
22 A3-1	○	○	○	○	○	○	○
23 A3-2	○	○	○	○	○	○	○
24 A3-3	○	○	○	○	○	○	○
25 A3-4	○	○	○	○	○	○	○
26 A3-5	○	○	○	○	○	○	○
27 A3-6	○	○	○	○	○	○	○
28 A3-7	○	○	○	○	○	○	○
29 A3-8	○	○	○	○	○	○	○
30 A3-9	○	○	○	○	○	○	○
31 A4	○	○	○	○	○	○	○
32 A5-1	○	○	○	○	○	○	○
33 A5-2	○	○	○	○	○	○	○
34 A6	○	○	○	○	○	○	○
35 A7	○	○	○	○	○	○	○
36 G1-1	○	○	○	○	○	○	○
37 G1-2	○	○	○	○	○	○	○
38 G1-3	○	○	○	○	○	○	○
39 G1-4	○	○	○	○	○	○	○
40 G1-5	○	○	○	○	○	○	○
41 G1-6	○	○	○	○	○	○	○
42 G2-1	○	○	○	○	○	○	○
43 G2-2	○	○	○	○	○	○	○
44 G2-3	○	○	○	○	○	○	○
45 G2-4	○	○	○	○	○	○	○
46 G2-5	○	○	○	○	○	○	○
47 G2-6	○	○	○	○	○	○	○
48 G3-1	○	○	○	○	○	○	○

排水ブロック



排水ブロック 出典：濃尾平野の排水計画(第1版)平成25年8月・中部地方整備局河川部



排水訓練【H30年度から実施】



円滑で確実な避難行動、迅速な水防活動のための情報発信等【国、県、市町】

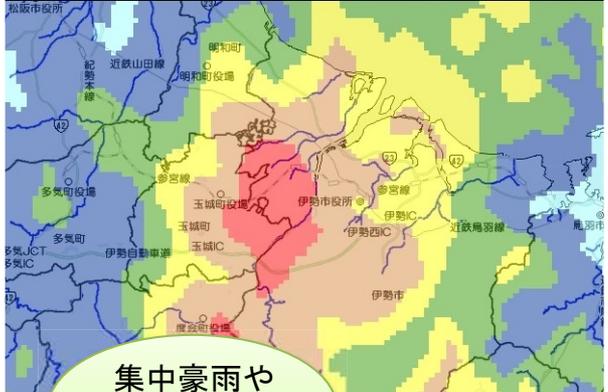
避難行動を促すため、迅速な水防活動を支援するためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信等を実施

河川ライブカメラ(静止画像)



インターネット配信する
箇所を順次拡大

XRAIN (XバンドMPレーダー)



集中豪雨や
局地的な大雨を
把握

防災みえ.jp

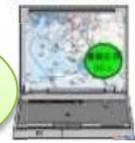


雨量・水位情報

防災情報メール

組織間の情報共有

カメラ映像の提供
Webカメラ(周辺状況)
地域情報の提供
河川状況の把握
(被害情報、避難情報)

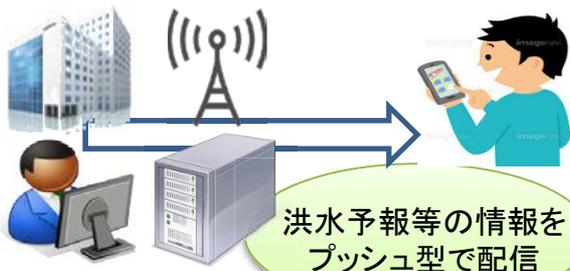


三重河川国道
事務所⇄市町

川の防災情報

雨の状況
水位、予警報
浸水想定区域図

住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するための新たな情報配信



洪水予報等の情報を
プッシュ型で配信

河川管理者が実施するハード対策【国】

洪水を安全に流下させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等に加え、危機管理型ハード対策として堤防天端の保護等の実施

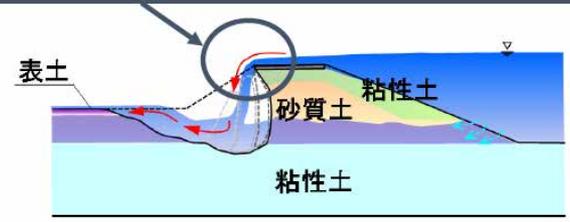
洪水を安全に流すためのハード対策

平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえて設定した、堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、に関し、優先的に対策が必要な区間について平成32年度を目途に今後概ね5年間で対策を実施する。

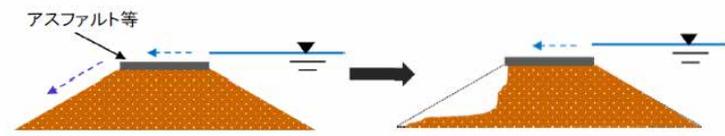
危機管理型ハード対策

堤防天端の保護 ※宮川では0.2km

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。



堤防天端の保護(雲出川の事例) **【H29年度まで】**



パイピング、法すべり

↓
漏水対策(浸透含む)

※内、宮川は約1km
L=約26km(堤防への浸透対策)
L=約28km(パイピング対策)
※内、宮川は約1km

- 過去の漏水実績箇所等、浸透により堤防が崩壊するおそれのある箇所
- 旧河道跡等、パイピングにより堤防が崩壊するおそれのある箇所



鳴瀬川支川吉田川(宮城県)

流下能力不足

↓
堤防整備・河道掘削

L=約86km
※内、宮川は約3km

- 堤防高が低い等、当面の目標に対して流下能力が不足している箇所(上下流バランスを確保しながら実施)



利根川支川鬼怒川(茨城県)

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する委員会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、委員会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

三重四川災害対応連絡会宮川委員会の今後のスケジュール(案)

平成
27
年度

- 事前説明会（平成28年3月10日）
「水防災意識社会 再構築ビジョン」について



- 三重四川災害対策連絡会（平成28年4月26日）
三重四川災害対応連絡会規約変更

平成
28
年度

- 第1回委員会（平成28年8月17日）
・現状の水害リスク情報や取組状況の共有
・減災のための目標（案）及び取組方針（案）



- 第2回委員会（平成28年10月17日）
・取組方針のとりまとめ

平成
29
年度
〜

- 委員会（平成29年度以降 毎年出水期前を目途）
・取組のフォローアップ